

H30 前期 東京 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 — <http://www.kyousyu.org> —
千代田区神田美倉町10 喜助新神田ビル 3F 34号室 TEL 03-3254-8404

安全衛生管理体制に関する法令(労働安全衛生法第14条、施行令第6条)により、事業者は、酸素欠乏危険場所の作業について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を、作業主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければならないことが定められております。(労働安全衛生規則第16条、別表第1参照)

* 酸素欠乏危険場所については労働安全衛生法施行令別表第6を参照して下さい。
当協会は、東京労働局登録教習機関です。

(登録東衛第64号、教習機関登録更新予定日:平成31年3月30日)

1. 日程、定員など

実施回	1	2	3	4	5	6
日程	H30年 4月 25～27日	5月 14～16日	6月 6～8日	7月 25～27日	8月 20～22日	9月 18～20日
開催場所	神田教室	神田教室	神田教室	神田教室	神田教室	神田教室
定員	56名	56名	56名	56名	56名	56名

2. 受講資格

満18歳以上の方であれば、どなたでも受講できます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
通常	3日	¥21,600 (19,440+2,160)	18才以上
免除	3日	¥18,360 (16,200+2,160)	日本赤十字社の救急員認定証を受けた者
特例	3日	¥15,120 (12,960+2,160)	酸素欠乏危険作業主任者技能講習(旧1種)を修了した者

* 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

* 各コース受講資格の詳細は、WEBサイトで講習科目免除一覧にてご確認ください。

* 各証明書類のご提出をお願いします。

4. 講習科目、時間割例など (時間割例は、休憩時間も含めたものです。)

受付 8:50～9:10

講習科目	時間割例	講習時間	講師の氏名
酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識	1日目 9:10～12:20 13:10～15:50	3時間	土戸善博 伊澤三樹
関係法令		2.5時間	青木崇 大野正彦 土戸善博
酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識	2日目 9:10～14:10 14:20～16:25	4時間	大野正彦 粉川昇市 久保田隆一
保護具に関する知識		2時間	大野正彦 粉川昇市 土戸善博
学科修了試験	16:30～17:30	1時間	
①救急そ生の方法(実技) ②酸素及び硫化水素の濃度の測定方法(実技)	3日目 9:15～15:15	① 2.5時間 (試験含む) ② 2.5時間 (試験含む)	①大野正彦 青木崇 富永和憲 土戸善博 鳥居塚洋行 ②黒瀬宣三 久保田隆一 前田啓一 大野正彦

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。

5. 申込方法

- ①当協会 WEB サイトより受講予約書を印刷し、必要事項をご記入の上、**FAX(03-3254-8405)**にてお申込みください。受講申込書を郵送いたします。FAX送信ができない場合など、お電話でも受け付けいたします。
- ②受講申込書に必要事項を記入し、**写真(3×4cm)**貼付の上、**本人確認書類**とともに必ず受講日前までに返送してください。

なお、受講料は指定口座へ事前にお振込みください。

* 各免除コースのお申込にあたっては、お申込みの際、その旨必ずご連絡ください。

* **受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できません。**

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

* **開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**

恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

6. その他

* 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催日より、当協会ですれた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。

* 30名様以上ご受講の場合、埼玉県内・東京都内出張講習も承っております。詳しくは神田本部までお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の2ヶ月前までにご連絡下さい)

* その他、各種講習予定、受講手続き等に関するお問い合わせ等ございましたら、どうぞお気軽にお電話ください。

(H30.2.1)

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 科目免除一覧

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、一部科目の受講を免除できます。

	一部科目の免除を受けることができる者	免除科目
一部免除	1) 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者	救急そ生の方法 (実技講習)
	2) 平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者	
	3) 平成6年12月31日までに日本赤十字社の行った救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者	

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、特例講習での受講が可能です。

	特例講習を受けることができる者	講習科目	講習時間
特例講習	酸素欠乏危険作業者技能講習(旧1種)を修了した者	硫化水素中毒に関する知識	1時間
		空気中の硫化水素の濃度が10/100 万を超える状態の発生の原因及び防止措置に関する知識	1時間
		関係法令	30分
		硫化水素の濃度の測定方法 (実技講習)	1時間
	昭和46年9月26日までに都道府県労働基準局長、又は建設業労働災害防止協会が行った酸欠作業主任者技能講習を修了した者 (学科講習のみに、特例講習が適応されます。実技講習は通常どおりの受講です。)	硫化水素中毒に関する知識	1時間
		空気中の硫化水素の濃度が10/100 万を超える状態の発生の原因及び防止措置に関する知識	1時間
	関係法令	2時間30分	

* 当協会開催の特例講習は、通常コースの受講者と一緒に、上記の科目に加え、酸素欠乏症に関する科目についても、復習の意味合いをもって受講していただきます。
そのため、特例講習受講者も原則的に3日間の講習となることをご了承ください。